

資料編

資料1 基準一覧

《大気の汚染に係る環境基準等》

(1) 大気汚染に係る環境基準

(昭和 48 年 環境庁告示第 25 号、最終改正 昭和 53 年 環境庁告示第 38 号)

物質	環境上の条件
二酸化硫黄(SO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
一酸化炭素(CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質(SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素(NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント(O _x)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。

(2) 有害大気物質に係る環境基準

(平成 9 年 環境庁告示第 4 号、最終改正 平成 30 年 環境省告示第 100 号)

物質	環境上の条件
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。

(3) 微小粒子状物質に係る環境基準

(平成 21 年 環境省告示第 4 号)

物質	環境上の条件
微小粒子状物質(PM _{2.5})	1 年平均値が 15μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35μg/m ³ 以下であること。

《公共用水域の水質汚濁に係る環境基準等》

(昭和 46 年 環境庁告示第 59 号、最終改正 令和 3 年 環境省告示第 62 号)

(1) 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	シマジン	0.003mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
PCB	検出されないこと。	ベンゼン	0.01mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下		

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

河川(湖沼を除く)

類型	利用目的の適応性	水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌数
AA	水道Ⅰ級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU/100mL以下
A	水道Ⅱ級、水産Ⅰ級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/100mL以下
B	水道Ⅲ級、水産Ⅱ級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	1,000CFU/100mL以下
C	水産Ⅲ級、工業用水Ⅰ級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水Ⅱ級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水Ⅲ級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L以上	—

備考

- 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目（ n は日間平均値のデータ数）のデータ値（ $0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。））とする。
- 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。
- 水道Ⅰ級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100mL以下とする。
- 水産Ⅰ級、水産Ⅱ級及び水産Ⅲ級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。
- 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mLとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

利用目的の適応性について

- 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 水道Ⅰ級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道Ⅱ級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道Ⅲ級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 水産Ⅰ級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産Ⅱ級及び水産Ⅲ級の水産生物用
水産Ⅱ級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産Ⅲ級の水産生物用
水産Ⅲ級：コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用
- 工業用水Ⅰ級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水Ⅱ級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水Ⅲ級：特殊の浄水操作を行うもの
- 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

類型	水生生物の生息状況の適応性	全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考

Ⅰ 基準値は、年間平均値とする。

《地下水の水質汚濁に係る環境基準》

(平成 9 年 環境庁告示第 10 号、最終改正 令和 3 年 環境省告示第 62 号)

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003mg/L 以下
P C B	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	ベンゼン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、その結果が定量限界を下回ることをいう。
- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
- 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、シス体の濃度とトランス体の濃度の和とする。

《ダイオキシン類に係る環境基準》

(平成 21 年 環境庁告示第 11 号)

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質(水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下

備考

- 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
- 2 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。
- 3 土壌に含まれるダイオキシン類の簡易測定値に 2 を乗じた値を上限、0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。
- 4 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合、必要な調査を実施することとする。

《騒音に係る環境基準等》

(平成 10 年 環境庁告示第 64 号、最終改正 平成 24 年 環境省告示第 54 号)

(1) 騒音に係る環境基準

地域の類型	昼間	夜間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

備考

- 1 時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。
- 2 AA を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
- 3 A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
- 4 B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
- 5 C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

(2) 道路に面する地域に係る環境基準

地域の区分	昼間	夜間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考

車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

(3) 幹線交通を担う道路に近接する空間について(特例)

昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考

個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下)によることができる。

資料2 富士吉田市環境基本条例

富士吉田市環境基本条例

平成 17 年 3 月 24 日

条例第 9 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 7 条)

第 2 章 環境の保全及び創造に関する基本的施策(第 8 条—第 10 条)

第 3 章 総合的施策の推進(第 11 条—第 19 条)

第 4 章 環境審議会(第 20 条—第 29 条)

附則

前文

わたくしたちのまち富士吉田市は、日本一高く美しい山「霊峰富士」に抱かれ、長年にわたり育まれてきた豊かな森林、清らかな水など素晴らしい自然に恵まれている。これらの自然は、わたくしたちに潤いと活力を与え、その生活や文化を育み、誇るべき財産となってきた。

しかし、わたくしたちが求めてきた便利で快適な暮らしは、資源やエネルギーを大量に消費し、環境への負荷を増大させ、生態系に影響を及ぼし、地域環境のみならず地球環境を脅かすまでに至っている。

わたくしたちは、健康で文化的な生活を享受する権利を有するとともに、世界に誇る富士山の多様性に富んだ自然環境を将来の世代に継承していく責務を有している。このため、わたくしたちは、環境が人間のみならず、すべての生命の母体であることを深く認識し、環境への負荷が少ない持続的な発展が可能な地域社会の構築を目指し、市民、事業者、市及び滞在者が協働により、良好な環境の保全及び創造に関する取組を進めることを決意し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市民、事業者、市及び滞在者の協働の下でそれぞれが果たすべき責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定め、その施策を総合的かつ計画的に推進することにより、現在及び将来にわたって健康で文化的な生活を営む上で必要とする良好で快適な環境を保全し、及び創造することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

- 第3条 環境の保全及び創造は、市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、その環境を将来の世代へ継承していくように適切に行われなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われることにより、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として行われなければならない。
- 3 地球環境の保全は、すべての日常生活及び事業活動において積極的に推進されなければならない。

（市民の責務）

- 第4条 市民は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活において、資源・エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等により、環境への負荷の低減に努めるものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するように努めるものとする。

（事業者の責務）

- 第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、及び自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずるように努めるものとする。
- 2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずるように努めるものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めるものとする。
- 4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するように努めるものとする。

（市の責務）

- 第6条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関する総合的かつ計画的な施策を策定

し、及び実施する責務を有する。

2 市は、市民、事業者及び滞在者と協働し、前項に定める施策を実施する責務を有する。

3 市は、基本理念にのっとり、自らの事務事業の執行に伴う環境への負荷の低減に率先して努めるものとする。

（滞在者の責務）

第7条 通勤、通学、旅行等で本市に一時滞在する者は、第4条に定める市民の責務に準じて、環境の保全及び創造に努めるものとする。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

（環境施策の基本方針）

第8条 市民、事業者、市及び滞在者は、次に掲げる基本方針に基づく環境の保全及び創造に関する施策を協働して総合的かつ計画的に推進するものとする。

(1) 富士山の環境及び歴史的文化的遺産を保全すること。

(2) 大気、水、土壌等を将来にわたって良好な状態に保持すること。

(3) 動植物等の生態系を守り、森林、水辺地、農地等における自然環境を保全すること。

(4) 良好な景観が形成され、潤いと安らぎ等の感じられる快適な生活環境を創造すること。

(5) 人と自然との豊かな触れ合いを保つこと。

(6) 廃棄物の発生の抑制、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用等を図るとともに、廃棄物処理の適正化を推進し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会を構築すること。

(7) 地球環境の保全を図る施策を推進すること。

（環境基本計画）

第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する目標及び施策の方向

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ市民及び事業者の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ富士吉田市環境審議会の意見を聴かなければならない。

5 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（年次報告）

第10条 市長は、環境基本計画の適正な進行管理を図るため、市の環境の状況、環境の保全及び創造に関して講じた施策等について、年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第3章 総合的施策の推進

(規制の措置)

第11条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、必要があると認めるときには、規制、指導、助言及びその他の措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全及び創造に関する施設の整備等の推進)

第12条 市は、下水道、廃棄物の処理施設等の環境への負荷の低減に資する公共的施設の整備その他の事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、前2項に定める公共的施設の適切な利用を促進するための措置その他のこれらの施設に係る環境の保全上の効果が増進されるために必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的利用等の推進)

第13条 市は、環境への負荷の低減を図るため、廃棄物の処理の適正化を推進するとともに、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施にあたっては、資源・エネルギーの循環的な利用、廃棄物の発生抑制等に努めるものとする。

2 市民、事業者、市及び滞在者は、環境への負荷の低減を図るため、市民、事業者及び滞在者による資源・エネルギーの循環的な利用、廃棄物の発生抑制等に努めるものとする。

3 市民、事業者、市及び滞在者は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する製品等を利用するように努めるものとする。

(環境教育等の推進)

第14条 市は、環境の保全及び創造に関する教育を充実し、及び学習が促進されるように、環境の保全及び創造に関する知識の普及等の啓発活動の推進、市民相互の交流の機会の拡充その他の必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的活動の促進)

第15条 市は、市民、事業者及びこれらの者で構成する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う緑化活動、環境美化活動及び再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。（情報の提供）

第16条 市民、事業者及び市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに市民、事業者及び民間団体等が自発的に行う環境の保全等に関する活動の促進に資するため、環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を相互に提供し共有できるように努めるものとする。

(地球環境の保全の推進等)

第17条 市は、地球環境の保全を図るため、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等に関する施策の推進に努めるとともに、環境の保全及び創造に関する国際的な連携に努めるものとする。

(推進体制の整備)

第 18 条 市は、市の機関相互の連携及び施策の調整を図り、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、体制を整備するものとする。

(国、県及び他の地方公共団体との協力)

第 19 条 市は、環境の保全及び創造に関する広域的な取組を要する施策の推進については、国、県及び他の地方公共団体と協力するように努めるものとする。

第 4 章 環境審議会

(設置)

第 20 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、本市における環境の保全及び創造に関する基本的事項について調査審議するため、富士吉田市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 21 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項の調査審議を行う。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する事項

2 審議会は、環境の保全及び創造に関する事項について市長に意見を述べることができる。

(資料の提出等)

第 22 条 審議会は、必要に応じ、市長に対し、資料の提出、意見の陳述又は説明を求めることができる。

(組織)

第 23 条 審議会は、委員 20 人以内で構成する。

2 前項の委員は、次に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。

(1) 市議会議員

(2) 学識経験者

(3) 市民

(4) 関係行政機関の職員

(5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 24 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 関係行政機関の職員のうちから委嘱された者にあつては、委嘱されたときにおける当該身分を失った場合は、前項の規定にかかわらずその職を失う。

(会長及び副会長)

第 25 条 審議会に、会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員のうちから互選によりこれを決める。

- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第 26 条 会長は、審議会を招集し、その議長となる。
- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
 - 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(部会)

- 第 27 条 審議会に、その所掌事務を分掌させるため、部会を置くことができる。

(庶務)

- 第 28 条 審議会の庶務は、経済環境部において処理する。
- (平 18 条例 2・平成 23 条例 24・平成 25 条例 29・令 5 条例 21・一部改正)

(その他の事項)

- 第 29 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(富士吉田市環境審議会条例の廃止)

- 2 富士吉田市環境審議会条例(平成 6 年条例第 9 号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の富士吉田市環境審議会条例第 4 条第 2 項の規定により富士吉田市環境審議会の委員である者は、第 23 条第 2 項の規定により委嘱された委員とみなす。

附則(平成 18 年条例第 2 号)

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附則(平成 23 年条例第 24 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則(平成 25 年条例第 29 号)

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則(令和 5 年条例第 21 号)

この条例は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

資料3 用語解説一覧

《あ行》

■愛知目標

正式名称は「生物多様性新戦略計画」。2010年10月に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)で採択されたことにちなんで「愛知目標」(ポスト2010年目標(2011-2020年))と呼ばれる。2050年までに「自然と共生する」世界を実現するというビジョン(中長期目標)を持って、2020年までにミッション(短期目標)及び20の個別目標の達成を目指すもの。

■EV(イーブイ)

電気自動車。動力装置は、電気モータ、バッテリー、パワーコントロールユニット(動力制御装置)から構成され、走行中にまったく排気ガスを出さず、騒音も少ない。EVには大きく分けてBEV((バッテリー式)電気自動車)、HEV(ハイブリッド自動車)、PHEV(プラグインハイブリッド自動車)、FCEV(燃料電池自動車)の4種類がある。

■一酸化炭素

無味、無臭、無色、無刺激な気体であり、炭素を含む物質の不完全燃焼により生成する。自動車排ガスに含まれる。

■一般環境大気測定局

住宅地などの一般的な生活空間における大気汚染の状況を把握するために設置された測定局。

■一般廃棄物処理基本計画

市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画のこと。一般廃棄物発生量及び処理量の見込み、排出抑制のための方策、分別収集するものとした種類及び分別の区分、適正な処理及びこれを実施する者に関する事項、処理施設の整備に関する事項、その他、処理に関し必要な事項等が定められた計画。

■インバウンド

「インバウンドツーリズム」の略。外国人の訪日旅行、また、訪日旅行客のこと。

■ESCO(エスコ)

Energy Service Companyの略で省エネルギー化に必要な「技術」「設備」「人材」「資金」などを包括的に提供するサービスのこと。省エネルギー改修に要する費用は、省エネルギー化によって節減されたエネルギーコストの一部から償還されることが特長。

《か行》

■カーボンニュートラル

ライフサイクルの中で、二酸化炭素の排出と吸収がプラスマイナスゼロのことを言う。

■化石燃料

石油、石炭、天然ガス等、地中に埋蔵されている再生産できない有限性の燃料資源をさす。

■家電リサイクル法

一般家庭や事務所から排出された家電製品(エアコン、テレビ(ブラウン管、液晶・プラズマ)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)から、有用な部分や材料をリサイクルし、廃棄物を減量するとともに、資源の有効利用を推進するための法律。

■環境家計簿

家庭の活動による温室効果ガスの排出実態を把握するもの。環境家計簿の基本的な構成は、家庭で使う電気、ガス、水道、ごみ、ガソリンなどの量に CO₂ 排出係数を掛けて CO₂ の量に換算する形式。

■環境基準

環境基本法(1993)の第 16 条に基づいて、政府が定める環境保全行政上の目標。人の健康を保護し、及び、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音等について環境基準が定められている。大気汚染に関しては、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント、微小粒子状物質に環境基準値が設定されている。

■環境保全型農業

農業のもつ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業。

■涵養

降雨や河川水等、地表の水が帯水層に浸透し、地下水となることをさす。

■給水スポット

気軽に使える水飲み場や、無料でマイボトルなどへ水を補充できる給水機などのある場所のこと。

■クールビズ

冷房時のオフィス室温を 28℃に設定した場合でも涼しく仕事ができるような「ノーネクタイ、ノー上衣」のビジネススタイルの愛称。ウォームビズはその反対に冬季の室温を 20℃に設定しても暖かく仕事ができるビジネススタイル。

■クリーンエネルギー

クリーンエネルギーとは、電気、熱などに変えても二酸化炭素、窒素酸化物などの有害物質を排出しない(または少ない)エネルギーを指し、一般的には自然のエネルギーである太陽光発電システム、太陽熱温水器、水力発電、風力発電、地熱発電などが挙げられる。ただし、クリーンエネルギー

ーには特定の明確な定義はない。この計画では、再生可能エネルギーと革新的なエネルギー高度利用技術をクリーンエネルギーとしている。

■ クリーンエネルギー賦存量調査

各エネルギー種別について、概要や普及状況を整理し、各主体がクリーンエネルギーを導入するにあたっての課題を整理するための調査。

■ グリーン購入

製品の購入やサービスを受ける際に、その必要性を十分考慮し、購入・取引が必要な場合には、できる限り環境への負荷が少ない物や業者を選択すること。

■ 建築物省エネ法

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」（平成 27 年 7 月 8 日公布）。建築物のエネルギー消費性能の向上を図るため、住宅以外の一定規模以上の建築物のエネルギー消費性能基準への適合義務の創設、エネルギー消費性能向上計画の認定制度の創設等の措置が講じられた。令和 4 年 6 月 17 日公布の改正建築物省エネ法により、省エネ基準適合義務の対象拡大等、建築物の省エネ性能の一層の向上を図る対策の抜本的な強化や、建築物分野における木材利用の更なる促進に資する規制の合理化などが講じられた。

■ 公益的機能

森林の持つ様々な機能により、我々が恩恵を受けていることから公益的機能という。例えば、土砂災害を防止する国土保全機能、渇水や洪水を緩和しながら良質な水を育む水源涵養機能、資源としての木材の生産、生物多様性の保全、二酸化炭素の吸収・固定等が挙げられる。

■ 光化学オキシダント

窒素酸化物と炭化水素とが光化学反応を起こし生じる、オゾンやパーオキシアセチルナイトレートなどの酸化性物質(オキシダント)の総称。二酸化窒素を除く。

■ 構成資産

世界文化遺産となりうる対象の「顕著な普遍的価値」を具体的に証明するものとして選ばれた資産のこと。実際に構成資産とするためには、対象との関連性の証明だけでなく、国から重要文化財や天然記念物、特別名勝などに指定される必要がある。

■ コージェネレーションシステム

1つの燃料から電気と熱という2つの異なるエネルギーを同時に発生させ、利用すること。具体例としては、エンジン、ガスタービンなどを用いて発電を行い、電気エネルギーを得ると同時に、発生する廃熱を回収して、熱エネルギーとして冷暖房や給湯を行うこと。

■ 国際記念物遺跡会議

「記念物と遺跡の保存に関する国際憲章」を受け、遺跡や歴史的建造物の保存を目的として 1965 年に設立された。世界遺産条約に基づき、世界遺産登録への可否を事前に審査する機関。

■ 国立公園

自然公園法に基づき、日本を代表する自然の風景地を保護し利用の促進を図る目的で、環境大臣が指定する自然公園のひとつである。国定公園が都道府県に管理を委託されるのに対し、国立公園は国(環境省)自らが管理する

《さ行》

■ 30by30 (サーティー・バイ・サーティー)

生物多様性保全のため、2030 年までに保護地域指定などによって国土の 30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標。

■ 再生可能エネルギー

有限で枯渇する危険性を有する石油・石炭などの化石燃料や原子力と対比して、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称。太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱等があげられる。

■ サステナブル・ツーリズム

訪問客、産業、環境、受け入れ地域の需要に適合しつつ、現在と未来の環境、社会文化、経済への影響に十分配慮した観光(国連世界観光機関(UNWTO)による)

■ 自然公園

自然の風景地をそのまま利用してつくられる公園をさす。自然公園法において、すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに生物多様性の確保に寄与することを目的として指定される公園。

■ 侵略的外来種

移動先の生態系、人間の健康や生活、あるいは農林漁業に影響を及ぼすことが多い外来生物のうち、特にその影響が大きいものをいう。

■ 森林経営管理制度

森林経営管理法(平成31年4月1日施行)に基づき、手入れの行き届いていない森林について、市町村が森林所有者から経営管理の委託(経営管理権の設定)を受け、林業経営に適した森林は地域の林業経営者に再委託するとともに、林業経営に適さない森林は市町村が公的に管理(市町村森林経営管理事業)をする制度。

■ 次世代モビリティ

次の時代の人や物の移動に関する社会的な課題解決を目的とする乗り物や移動手段のこと。例えば、自動運転走行による自動車、軽自動車よりさらに小さい1~2人乗りの超小型モビリティ、必要なときにだけ利用できる自転車や自動車等のシェアリング等がある。

■持続可能な開発目標（SDGs）

2001 年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015 年 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さないことを誓っている」。

■自動車排ガス測定局

交差点、道路、道路端付近など、交通渋滞等の自動車排ガスによる大気汚染の影響を受けやすい区域の大気常時監視を目的に設置された測定局。

■循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めたもの。

■生活環境の保全に関する環境基準

環境基本法(1993)に基づいて定められている水質の環境基準。河川、湖沼、海域の各公共用水域についての基準を設けている。利用目的(水道、水産、工業用水、農業用水、水浴等)に応じ、水域類型ごとの基準値が定められている。具体的な水域の類型指定は都道府県知事が決定する仕組みになっている。環境基準値は巻末の資料編参照。

■生活排水クリーン処理率

総人口に対し、生活排水処理人口が占める割合を言う。生活排水処理施設には、公共下水道、合併処理浄化槽、単独浄化槽、コミュニティプラント、農業集落排水処理施設などがある。コミュニティプラントとは、市町村が一般廃棄物処理基本計画に基づき、地域し尿処理施設として設置・管理するし尿と生活雑排水を合わせて処理するための小規模な污水处理施設を言う。

■生物化学的酸素要求量(BOD)

水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費する酸素量のこと。河川の有機物汚濁を測る代表的な指標。Biochemical Oxygen Demand を略して BOD。

■生物多様性

あらゆる生物種(動物、植物、微生物)と、それによって成り立っている生態系、さらには生物が過去から未来へと伝える遺伝子とを合わせた概念である。「生態系の多様性」、「種の多様性」、「遺伝子(個体)の多様性」という 3 つのレベルで多様性があるとし、それぞれ保全が必要とされている。

■ZEH（ゼッチ）

ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（Net Zero Energy House）。外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギー等を導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅のこと。

■ZEB（ゼブ）

ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（Net Zero Energy Building）。環境負荷の低減と持続可能な社会の実現及びエネルギー・セキュリティの向上を目的に、ビルにおける一次エネルギー消費量を、省エネ機能の向上や再生可能エネルギーの活用などの創エネにより削減し、年間を通した一次エネルギー消費量を正味でゼロまたは概ねゼロにするビル。

■ゼロエミッション

人間の経済活動による自然界への排出をゼロにする仕組みを構築すること。

■騒音規制法

工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴い発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行うとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする法律。

■ソーラーシェアリング

農作物に一定の光が届くよう、農地の上に間隔を開けてソーラーパネルを並べ、農作物と電力両方を得ること。

《た行》

■第4次環境基本計画

環境基本法第15条に基づき政府が定める環境の保全に関する基本的な計画。今回の計画は、平成6年、平成12年、平成18年に続く第4次の計画となる。政府が一体となって進める施策とともに、地方公共団体、国民の皆様をはじめ、多様な主体に期待する役割についても示している。

■地域循環圏

地域の特性や循環資源の性質に応じて、最適な規模の循環を形成することが重要であり、地域で循環可能な資源はなるべく地域で循環させ、地域での循環が困難なものについては循環の環を広域化させていくという考え方。

■地域新エネルギービジョン

地域の新エネルギーに係る基礎データ（新エネルギーの賦存量の分析）の収集を行い、これをもとに地域全般に亘る新エネルギーの導入・普及のための基本方針、地域特性を活かしたテーマの設定、ビジョンの推進体制等について検討したもの。

■地下貯留浸透施設

雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を有する施設。都市化によって低下した流域の雨水貯留浸透機能を回復させる効果等がある。

■低公害車

窒素酸化物、一酸化炭素、二酸化炭素等の大気汚染物質の排出が少なく、環境への負荷が少ない自動車のこと。ハイブリッド自動車、電気自動車等をさす。

■低炭素社会

地球温暖化の最大の要因とされる二酸化炭素の発生を抑制する循環型社会システムのこと。

■適応策

気候変動への対策としての「適応」は、すでに生じている、あるいは将来予測される気候変動の影響による被害を回避・軽減させる対策のこと。

■デポジット制度

「デポジット・預託金」製品価格に一定金額を上乗せして販売し、製品や容器が使用後に返却された時に預託金を返却する制度。このことにより、製品や容器の回収を促進する制度。

■道路に面する地域に係る環境基準

騒音に係る環境基準の中でも、道路に面する地域は異なる環境基準が適用される。環境基準値は巻末の資料編参照。

■特定間伐等促進計画

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法。京都議定書の第一約束期間における森林吸収源の目標の達成に向け、平成 24 年度までの間における森林の間伐等を促進するため、特別の措置を講ずることを内容として、平成 20 年 5 月 16 日に公布・施行された法律。

■特別栽培米

農林水産省が策定した「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に沿って、生産された地域の慣行レベル（各地域の慣行的に行われている節減対象農薬及び化学肥料の使用状況）に比べて、節減対象農薬の使用回数が 50%以下、化学肥料の窒素成分量が 50%以下、で栽培された農産物のこと。

■都市計画マスタープラン

地域における都市づくりの課題とこれに対応した整備等の方針を明らかにし、都市づくりの具体性ある将来ビジョンを確立する計画。

■都市公園

基本的に、都市計画に「都市施設」として定められた公園や緑地で、地方公共団体によって設置されたものをいうが、都市計画に定められていなくても、都市計画区域内に地方公共団体が設置した公園や緑地も含まれる。また、国土交通省が整備した国営公園や都市公園も含まれる。

《な行》

■二酸化硫黄

腐敗した卵に似た刺激臭のある無色の気体。石炭や石油などの燃焼時に発生する。また鉄鉱石、銅鉱石にも硫黄が含まれるため、製鉄、銅精錬工程からも排出される。窒素酸化物と同様に酸性雨の原因物質として知られる。

■二酸化窒素

赤褐色の気体。ボイラーや自動車の排ガスに含まれる。

■農鳥富士山

富士山の山肌に現れる残雪の形。通常は農作業の始まる4月下旬から5月中旬にかけて、富士山7～8合目付近(標高2,900メートルから3,000メートル)の北西斜面に出現、鳥の形をしていることから農鳥と呼ばれる。

《は行》

■バイオディーゼル燃料

BDFはBio Diesel Fuelの略。植物精油や動物性油などの再生可能な資源から作られるディーゼルエンジン用の燃料。軽油に一定の割合で混合して用いるほか、BDF100%で使用することもできる。

■バイオマス

生物資源(バイオ)の量(マス)であり、「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」をバイオマスという。また、そのような資源から作られるエネルギーや燃料を指す場合もある。

■微小粒子状物質

粒径2.5 μ m以下の粒子状物質。ディーゼルエンジン、工場・事業場での燃料の燃焼などからの一次粒子(粒子の形で大気中に排出されたもの)と、ガス状で排出されたものが大気中で反応生成してきた硫酸塩、硝酸塩、揮発性有機化合物から生成した有機炭素粒子などがある。

■PPA(ピーピーエー)

Power Purchase Agreement(電力購入契約)の略で、「第三者所有モデル」とも言われる。発電事業者が、需要家の敷地内に自然エネルギーの発電設備を設置し、所有・維持管理をした上で、発電した電気を需要家に供給する仕組み。(維持管理は需要家が行う場合もある。)

■フェーズフリー

普段から使用しているものやサービスを、平時だけでなく非常時にも役立てるという考え方。

■4R(フォーアール)

Refuse、Reduce、Reuse、Recycle の頭文字をとった言葉。Reduce(ごみの発生抑制)、Reuse(再使用)、Recycle(ごみの再生利用)の優先順位をもって廃棄物の削減に取り組むのが良いという 3R(スリーアール)の考え方に Refuse(ごみになるものを買わない)を加える。

■富士山憲章

富士山の貴重な自然を次代に引き継いでいくことを目指し、山梨県と静岡県が平成 10 年に策定した憲章。富士山の自然を学び、親しみ、豊かな恵みに感謝すること、自然を守り文化を育むこと、富士山と人との共生などを掲げ、1 人ひとりが積極的に行動することが欠かせないと訴えている。

■「富士山」保存管理行動計画(山梨県内)

山梨県内において実施する事業を具体的に示すことにより、関係行政機関の間での情報共有を図り、効果的・効率的に「富士山」の保存管理・保全のための事業を実施することを目的とした計画。

■富士箱根伊豆国立公園

日本一の標高を誇る富士山を中心とする<富士山地域>、東海道の関所で有名な<箱根地域>、昔からの温泉と変化に富む海岸風景で名高い<伊豆半島地域>、及び活火山で有名な大島や三宅島などの伊豆七島から成る<伊豆諸島地域>の 4 地域で構成され、神奈川県、静岡県、東京都、山梨県の 1 都 3 県にまたがる広大な敷地を有しており、その歴史は古く、昭和 11 年に制定されてから、平成 28 年で 80 周年を迎えている。

■富士吉田市ごみの散乱のないさわやかなまちづくり推進に関する条例

富士山憲章の推進及び国際観光都市にふさわしい富士吉田市の恵まれた環境を守り育むため、ごみの散乱防止について必要な事項を定め、環境美化の促進を図り、市民の良好な生活環境を確保することを目的とした条例。平成 12 年 6 月制定。

■富士吉田市地下水保全条例

富士山をはじめ、豊かな森林資源からの恵沢である地下水資源を将来にわたり市民が享受できるよう、地下水採取の適正化を図ることにより地下水資源を保護し、もって良好で快適な環境の保全及び創造に寄与することを目的とした条例。平成 22 年 9 月制定。

■賦存量

利用の可否に関係なく理論的に算出する潜在的なエネルギー量。

■文化財

歴史上、芸術上、学術上、観賞上等の観点から価値の高い有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の 6 種類を文化財という。

■捕獲圧

野生の生物を捕獲することにより、種の存続や個体群の存続に悪影響を及ぼすことを捕獲圧という。野生動物を捕まえる行為は、多かれ少なかれ捕獲圧を生物種に対して掛ける事になる。

《ま行》

■水収支

一定の地域において一定の期間に流入する水の量と流出する水の量との差。流入には降水や地表及び地下の流入水、流出には蒸発散する水や地表及び地下の流出水がある。

■面的評価

環境基準を達成する戸数とその割合を把握する評価方法。道路を一定区間ごとに区切って評価区間を設定し、評価区間内の代表する1地点において等価騒音レベル(LAeq)の測定を行う。その結果をもとに、評価区間内の道路端より50m範囲内にあるすべての住居等について等価騒音レベルの推計を行う。

《や行》

■やまなしグリーンニューディール計画推進指針

県・市町村・事業者・県民等が、やまなしグリーンニューディール計画を推進するための指針。

■やまなしグリーンニューディール政策

恵まれた自然環境を活かし、クリーンエネルギーの普及促進に取り組むことにより、低炭素社会の実現と経済活性化の両立を図り、「クリーンエネルギー先進県やまなし」の実現を目指す計画。

■容器包装リサイクル法

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律。容器包装廃棄物の排出抑制、分別収集、分別収集適合物の再商品化促進のための措置を講じ、一般廃棄物の減量や再生資源の利用等を通じて生活環境の保全及び国民経済の発展に寄与することを目的としている。

《ら行》

■類型指定

水質汚濁の生活環境項目は、全国一律の環境基準値を設定していない。国が類型別に基準値を示し、これに基づき都道府県が水域の利用状況に応じて、指定していく方式。

■レッドデータブック

日本の絶滅の恐れがある野生生物種のリスト。生物学的観点から個々の種の絶滅の危険度を評価し、絶滅の恐れがある種を選定しリストにまとめたもの。

《わ行》

■ワンウェイプラスチック

使い捨てプラスチック。「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」において特定プラスチック使用製品として12品目が定められている。(フォーク、スプーン、テーブルナイフ、マドラー、飲料用ストロー、ヘアブラシ、くし、かみそり、シャワーキャップ、歯ブラシ、衣類用ハンガー、衣類用カバー)

資料4 持続可能な開発目標（SDGs について）

■SDGs とは

SDGs (Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標) は、「誰一人取り残さない (leave no one behind)」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。2015 年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中で掲げられました。2030 年を達成年限とし、17 のゴールと 169 のターゲットから構成されています。

持続可能な開発目標（SDGs）の 17 のゴール（目標）

持続可能な開発目標(SDGs)の詳細		
	目標1【貧困】 あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる	
	目標3【保健】 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	
	目標5【ジェンダー】 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う	
	目標7【エネルギー】 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する	
	目標9【インフラ、産業化、イノベーション】 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る	
	目標11【持続可能な都市】 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する	
	目標13【気候変動】 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	
	目標15【陸上資源】 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する	
	目標17【実施手段】 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	
	目標2【飢餓】 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する	
	目標4【教育】 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	
	目標6【水・衛生】 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	
	目標8【経済成長と雇用】 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する	
	目標10【不平等】 国内及び各国家間の不平等を是正する	
	目標12【持続可能な消費と生産】 持続可能な消費生産形態を確保する	
	目標14【海洋資源】 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する	
	目標16【平和】 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する	

出典：「持続可能な開発目標（SDGs）と日本の取組」（外務省国際協力局）

資料5 環境審議会委員名簿

役職名	所 属	氏 名
会長	山梨大学	島 弘幸
役員	富士吉田市議会	渡辺 新喜
	富士吉田市議会	伊藤 進
	環境省富士五湖管理官事務所	齋藤 明光
	山梨県富士・東部林務環境事務所	土橋 史
	富士吉田商工会議所	羽田 正樹
	山梨県富士山科学研究所	内山 高
	富士吉田市学校経営研究会	宮下 敏幸
	富士吉田市自治会連絡協議会	桑原 泰男（志村 辰男）
	富士吉田市連合婦人会	渡辺 富江
	富士の里環境ネットワークふじよしだ	渡辺 三男
	株式会社 合力	近藤 光一
	NPO 法人富士の緑とフードサポート	宮下 孝一
	特定非営利活動法人母さんの楽校	川村 克美
	富士吉田市環境事業協同組合	松浦 真吾

注) () 内は前任者

第3次富士吉田市環境基本計画

発行年月／令和6（2024）年3月
発行／山梨県富士吉田市経済環境部環境政策課
〒403-0002 山梨県富士吉田市小明見3丁目11番32号
TEL：0555-30-4153 FAX：0555-30-4154
<https://www.city.fujiyoshida.yamanashi.jp/>
